

質 疑 書 兼 回 答 書

1. 入札案件名 交野市立学校給食センター給食調理等業務委託

2. 質疑内容

	質疑	回答
①	入札書に記載する契約書は契約期間の合計金額を税抜きでの記載でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。(資格審査結果の公表と併せて、入札説明事項を掲載予定です。)
②	当事業入札における上限金額及び下限金額をご開示願います。	入札公告に記載のとおり、上限金額(予定価格)は開札後の事後公表となっております。 下限金額については、設定はありません。
③	センターへの出勤(入室)可能時間をご開示願います。	6時30分からです。
④	センターに常駐する正規雇用された調理従事者であること、とは三期休暇中も含めて想定されているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
⑤	配送の仕様書ですが、本業務の開始前(毎年度当初)に以下の事項を乙の責任において実施とありますが、どのような趣旨かご教示願います。	毎年度児童・生徒数等変更があるため食器食缶数も変動を想定し、配送場所の個別事情等考慮し乙による適切な配送ルート及び順(時間)を作成していただき、給食開始前に計画書を提出していただきます。年度越しに食缶数等に変動がない場合は再度提出の必要はございません。また、学級閉鎖等により大幅な変更時についても臨機応変な対応をお願いします。
⑥	厨房設備保守点検、生ごみ処理機保守点検、	現受託業者の実施範疇のため金額に

	厨芥処理機保守点検における修繕及び材料費の直近3カ年の実績をご開示願います。	については把握しておりません。
⑦	最低賃金についてですが、5年後を見据えた金額を想定されているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
⑧	調理員30人以上と記載がありますが、正規職員及びパート職員等の指定はありますか。	指定はございませんが、日々の運用上対応が可能な人員体制でお願いします。
⑨	本業務従事者用の駐車場及び駐輪場は何台分ありますでしょうか。又、駐車料金及び駐輪料金についてご教示ください。	駐車場はございません。駐輪場は約30台分です。駐輪料金は、いただきません。緊急時対応用に乙の社用車1台分は確保しています。
⑩	車両はリース車両でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし専用車とし、交野市の給食業務以外の利用はできません。
⑪	荷台の文字表示「交野市立学校(おりひめ)給食センター」の塗装・カットティングシート費用は、委託料に含まれますか？それとも甲の負担ですか？	乙の費用負担となります。なお、文字のフォント、サイズ、配置等のデザインについては契約締結後に甲乙協議の上決定します。また、委託期間満了等に伴う車両返却時等の文字消去等に要する費用についても、乙の負担となります。
⑫	厨房設備保守点検、生ごみ処理機保守点検、厨芥処理機保守点検における修繕及び材料費の直近3カ年の実績をご開示願います。	現受託業者の実施範疇のため金額については把握しておりません。
⑬	学校のプラットホーム高(約94cm)と車両の床面地上高にズレがあり、アジャスター等の改修が必要になった場合、その費用は委託料とは別に対象となりますか？	対象外(追加支給なし)となります。仕様書第9項⑥の通り、各学校および給食センターのプラットホームに支障が生じないよう、車両側での調整(パワーゲートの仕様選定やアジャスターの設置等)を行うことは乙の費用負担となります。なお、学校側のプラットホーム自体を改修することは認められません。

⑭	仕様書 7.(6)および業務内容 5.(4)にある「三期休暇中(夏・冬・春休み)の給食調理業務等委託仕様書内の業務への積極的協力」とは、具体的にどのような作業を、どれくらいの頻度(日数・時間)で行うことを想定していますか？	本委託は 5 年間の包括的な月割均等払い契約であり、三期休暇中(長期休業中)であっても委託業務は継続しています。具体的には、調理場内の一斉清掃、調理機器・備品の徹底的な洗浄・消毒・メンテナンス、コンテナの保守点検、各種衛生・安全研修の実施など、次期の給食再開に向けた維持管理業務を乙の責任において計画的に遂行していただきます。実施スケジュール(稼働日数や時間)の詳細については、各長期休業前に甲から提示する学校行事等の予定を踏まえ、甲乙調整の上で決定します。なお、これらに伴う追加の費用支給はありません。
⑮	仕様書第 28 項に「現在センターに勤務する者のうち、継続希望かつ優秀な者を優先的に採用する」とあります。前事業者からスタッフを引き継ぐ際、従前の給与水準や雇用条件(社会保険等)を引き継ぐ義務はありますか？	従前の雇用条件をそのまま維持することを義務付けるものではありません。採用基準、給与水準、労働条件等の提示、および選考の手続き(面接等)は、すべて乙の社内規定において行っていただきます。
⑯	仕様書第 29 項の機器・備品の修繕について、「1 件あたり一定金額未満は乙の負担、以上は甲乙協議」とあります。この「1 件あたり」の具体的な金額基準(ライン)はいくらですか？また、原因が「経年劣化」か「乙の過失」か判断が分かれた場合はどうなりますか？	本委託における乙の修繕負担限度額は、1 件あたり金 5 万円(消費税及び地方消費税を除く)未満とします。5 万円未満の軽微な修繕や消耗品・部品交換(純正部品に限る)は、すべて委託料(現場管理費)の範囲内で乙が執行してください。5 万円以上の大規模修繕については甲乙協議としますが、故障・破損の原因調査において、乙の取扱上の不注意や日常点検の怠慢など「過失」が認められた場合は、金額に関わらず全額乙の負担となります。

①⑦	仕様書第 32 項において「すべての付帯業務(会議出席、イベント協力、調査資料作成等)の費用は月額委託料に含まれる」とあります。例えば、学校行事の都合で調理時間が急に早まり、朝 6:00 から前倒しで作業を指示された場合、その早出(時間外)手当や人件費の差額は別途請求できますか？	請求できません。仕様書第 5 項(3)および第 32 項の規定通り、学校行事や突発的な事情等に伴う「前後 1 時間程度」の運行・調理時間の弾力的運用、およびそれに付随する人員調整・労務管理に要する費用は、すべて毎月の委託料(固定月額)に含まれます。ご質問の「朝 6:00 からの前倒し」についても、標準の業務開始時間から 1 時間以内の変動であれば追加の委託料は支払われません。乙(受託事業者)におかれましては、これらの時間変動リスクや労働基準法等に基づく割増賃金等の発生可能性をあらかじめ見込んだ上で、適切な人員配置計画の策定および価格の算定を行ってください。
-----------	---	--